



現況届は忘れずに提出しましょう

児童扶養手当

児童扶養手当を受給している人(現在支給停止になっている人も)は現況届を提出してください。提出されないと今後の手当が差し止められたり、受給できなくなります。

※病気入院中などのやむを得ない理由のほかは、受給者本人が届け出でください。

※住民票や戸籍に変更があった人も届け出が必要です。

●受付期間 8月14日(水)～16日(金) 午前8時30分～午後5時15分(8月14日(水)は午後7時まで)

●受付場所 役場2階 第2会議室

●必要なもの ①健康保険証(親と子のもの)、②印鑑、③児童扶養手当証書、④ひとり親家庭医療助成受給者証、⑤その他必要書類

※なお、上記の期間に来ることができない人は、8月30日(金)まで福祉課で受け付けます。

問 福祉課 子育て支援係 ☎57-8503

特別児童扶養手当

在宅で、中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している人に対する手当です。

●認定基準

20歳未満で精神または身体に中程度以上の障がいを有する児童を養育している人。おおまかな目安としては以下のとおりで、認定は診断書によります。

- (a) 身体障害者手帳1～4級程度の障がい児を養育している人
- (b) 療育手帳A1、A2、B1(一部)の障がい児を養育している人
- (c) その他、(a) (b) と同程度の障がい児を養育している人

※認定には、所得制限があります(本人・同一生計にある人)。

※児童が単独で施設に入所している場合や障害基礎年金を受給している場合は対象ではありません。

●手当額・支給月

1級該当児童1人につき 月額52,200円

2級該当児童1人につき 月額34,770円

熊本県知事の認定を受けると、申請日の属する月の翌月分から支給されます。

年3回支給(4月、8月、11月)

※額改定が行われる場合があります

●申請

随时受け付けます。

●必要なもの

①認定請求書、②戸籍謄本(1か月以内に取得したもの)、③所得証明書、④所定の診断書(省略できる場合があります)、⑤請求者名義の普通預金通帳、⑥振込先口座申出書、⑦印鑑、⑧身体障害者手帳・療育手帳、⑨マイナンバーのわかるもの

※その他の書類が必要な場合もありますので、詳しくはお尋ねください。

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503

児童扶養手当

特別児童扶養手当

障害児福祉手当

特別障害者手当

障害児福祉手当

在宅で、重度の障がいがあり日常生活で常時介護を要する20歳未満の人に対する手当

●認定基準

- (a) 身体障害者手帳1～2級相当の障がいのある人
 - (b) 療育手帳A1の人
 - (c) その他、(a) (b) と同程度の障がいのある人
- ※認定には所得制限があります(本人・同一生計にある人)。
※施設入所者は対象なりません。

●手当額・支給月

月額14,790円(額改定が行われる場合があります)

5月、8月、11月、2月

●申請時期

随时受け付けます。

●申請手続きに必要なもの

①認定請求書、②戸籍謄本(1か月以内に取得したもの)、③所得証明書、④所定の診断書(省略できる場合があります)、⑤本人名義の普通預金通帳、⑥口座振替申出書、⑦印鑑、⑧身体障害者手帳・療育手帳(お持ちの人のみ)⑨マイナンバーのわかるもの
※その他の書類が必要な場合もあります。詳しくはお尋ねください。

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503

特別障害者手当

在宅で、重度の障がいがあり日常生活で常時特別な介護を要する20歳以上の人に対する手当です。

●認定基準

- (a) おおむね、重度の障がいが2つ以上ある人
 - (b) 重度の肢体不自由(寝たきりなど)で、日常生活動作が一人ではほとんどできない人
 - (c) 重度の精神障がい(知的障がい)を含むため、食事・用便・会話などの日常生活能力がほとんどない人
- ※認定には所得制限があります(本人・同一生計にある人)。
※病院に3か月以上入院している人や施設入所者は対象なりません。

●手当額・支給月

月額27,200円(額改定が行われる場合があります)

5月、8月、11月、2月

●申請時期

随时受け付けます。

●申請手続きに必要なもの

①認定請求書、②戸籍謄本(1か月以内に取得したもの)、③所得証明書、④所定の診断書(省略できる場合があります)、⑤本人名義の普通預金通帳、⑥口座振替申出書、⑦印鑑、⑧身体障害者手帳・療育手帳(お持ちの人のみ)⑨マイナンバーのわかるもの
※その他の書類が必要な場合もあります。詳しくはお尋ねください。

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503